

秋田県告示第243号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第3項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

令和4年5月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

売りさばき人の住所及び名称	売りさばき場所	
	変更後	変更前
山本郡三種町鹿渡字町後270番地 秋田やまもと農業協同組合	山本郡三種町鹿渡字町後270番地 山本郡三種町鶉川字内田2番地6 山本郡三種町森岳字御休下113番地1	山本郡三種町鹿渡字町後270番地